

平成21年 10月26日

各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長 青木 春雄
(コード番号: 2551)
問い合わせ先
常務取締役管理統括部長 伊藤 明德
電話番号 0564-27-3700

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年10月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年12月10日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第7条(株式の発行)を削除し、あわせて株券、実質株主、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 上記のほか、条文の削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年12月10日

定款変更効力発生日 平成21年12月10日

以 上

【別紙】

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="331 271 772 300">当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="237 344 456 416">第12条～第44条 (条文省略)</p> <p data-bbox="248 499 341 528">(新設)</p> <p data-bbox="248 725 341 754">(新設)</p>	<p data-bbox="815 344 1034 416">第11条～第43条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="815 461 874 490">附則</p> <p data-bbox="815 499 1370 680">第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p data-bbox="815 725 1370 833">第2条 前条および本条は2010年1月5日まで有効とし、2010年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以上